

愛知県立大学及び愛知県立芸術大学の単位互換に関する協定書

(目的)

第1条 愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「2大学」という。）は、相互の交流と協力を進め、教育の充実を図ることを目的として、それぞれの学部学生が他の大学の学部の授業科目を履修することのできる、単位互換制度を実施する。

(受入れ学生の呼称)

第2条 この協定によりそれぞれ2大学に受け入れる学生は、特別聴講学生とする。

(履修科目及び単位数)

第3条 特別聴講学生が履修できる授業科目及び単位数は、別に定める実施要項による。

(履修期間)

第4条 特別聴講学生の履修期間は、1年以内とする。

(対象となる学生数)

第5条 各大学が受入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とする。

(受入れ手続き)

第6条 特別聴講学生の受入れ手続きは、別に定める実施要項による。

(単位の授与等)

第7条 特別聴講学生の履修方法、単位の授与等については、受け入れた大学の学則及び学部の規程の定めるところによる

(授業料等)

第8条 特別聴講学生の入学検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

(協定書の有効期限)

第9条 この協定書は締結日から効力を生ずるものとし、2大学のいずれかから申出のない限り継続する。

(運営会議)

第10条 この協定による単位互換を円滑に実施するため、2大学で組織する運営会議をおく。

2 運営会議に関する事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定書に定めるもののほか、単位互換の実施について必要な事項は、2大学の協議により定める。

(その他)

第12条 この協定は、平成21年4月1日から発効する。

2 協定書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1部を各大学において保管する。

平成 2 1 年 4 月 1 日

愛知県立大学
学 長 佐々木 雄 太

愛知県立芸術大学
学 長 磯 見 輝 夫